

基礎一般研修 「生成AIと法律実務」



2024年2月22日(木)



Matsuo Takayuki
松尾 剛行 (60期)

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士(一弁)、
学習院大学特別客員教授、
慶應義塾大学特任准教授、法学博士
AI・契約レビューテクノロジー協会代表理事、NY州弁護士

CONTENTS

- 1 AIと憲法・法律
- 2 AIの利活用
- 3 EUのAI法案に見るAI規制の未来像
- 4 来たるAI時代に向けて

1 AIと憲法・法律

1 憲法

ア AIによる差別

当職は、「AIによる差別と公平性—金融分野を題材に」^{※1}において、私人間においてAI・アルゴリズムが用いられ、結果的に差別等が行われた場合の解決策を論じました。

まず、融資判断等にChatGPT等のAIを利用する場合には学習するデータに起因する差別が生じる可能性があります。例えば、従来の人間の銀行

員が行った融資判断データに、当該銀行員の差別意識が反映されていれば、それを学習することで差別が再生産されます。

また、不正対策にChatGPT等のAIを利用する場合に、Hallucination（幻覚）や上記の差別等を原因としてえん罪が生じれば、その被害は重大です。オランダでは、社会保障や税の不正受給・還付等を特定するための機械学習アルゴリズムが、貧しい地域に住む人に対し不当に育児手当等を返還させ、問題となりました^{※2}。

融資AIの寡占化により、特定の属性を持つ人々がどの銀行に行っても融資を断られる状況（パpchャルスラム）が発生するリスクもあります。

そこで、透明性を確保し、差別による不当な判

※1 成原慧=松尾剛行「AIによる差別と公平性—金融分野を題材に」個人金融(2023冬) (https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023winter_articles02.pdf)

※2 岩佐淳士「突然、詐欺犯のぬれ衣…オランダ、AIが標的にした2万6000人」毎日新聞、2022年6月1日 (<https://mainichi.jp/articles/20220530/k00/00m/030/196000c>、2023年6月23日最終閲覧)

断だとして異議を申し立てることができるようにすべきです。

もちろん、ChatGPTは便利なツールですが、ChatGPTを支援に利用するに留め、人間自身がAIの提示する内容を検証した上で判断し、その判断の理由を説明することが重要です。

イ AIに実質的に人間の意思決定・自己決定権が奪われる危険

AIによる決定の自動化は、人間の自己決定権を奪うリスクがあります。例えば、ターゲティング広告においてAIが人の正常な判断が難しいタイミングを「狙い撃ち」にして、購入を促すことが批判されています。さらに、AIの高度化により、人間はビッグデータに基づくAIの判断に依存し始め、様々な決定をAIに全面的に依存して実施するかもしれません。このような状況では人間の自律性が問われます。

ウ AIデバインド

AIの普及が進む中、AIを利用できる人と利用できない人の格差が目立っています。将来的には生活保護でAI関連費用の支援や、職業訓練でのAIリスクリングが必要になる可能性があります。

2 著作権法

ア はじめに

「AIと著作権に関する考え方について」^{※3}と「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」^{※4}が参考になります。

イ 学習段階

AI開発のための学習データ作成は著作権法30

条の4の適用が問題となります。

ウ プロンプトとしての入力

プロンプトとして特定の著作物を入力し、その本質的特徴を保持する著作物を出力しようとする場合には、依拠性が肯定される可能性が高まります。

エ 出力結果の利用

AIによる論文要約は特に元の論文の表現の本質的特徴が残るような形であれば、著作権侵害の可能性が高いです。なお、AI生成物につきユーザーは著作権を取得できない可能性が高いものの、ユーザーによる修正部分について新たに著作権が生じる可能性があります。

3 その他の知財

ア パブリシティ権

それが肖像等の有する顧客吸引力を無断で利用したといえる場合^{※5}である限り、パブリシティ権侵害は「その人の写真」を現に利用したり、依拠したりすることまでは求められていません^{※6}。

例えば、i2i (image to image) で特定の芸能人の画像を無断で生成し、広告に使うとパブリシティ権侵害の可能性が高いです。

イ 特許権

AIが発明段階に関与する場合について、少なくとも日本の特許庁は、「人工知能 (AI) 等を含む機械を発明者として記載することは認めていません」^{※7}。自然人の発明者がAIの支援を受けることとなります。東京地裁（東京地判令和6年5月16日）は、AIを発明者とする特許出願は現行法上認められないとしました。

※3 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf ※4 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf ※5 最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁 ※6 松尾剛行「画像生成AIと実務、個人情報保護・肖像権」映像情報メディア学会2023年年次大会[企画セッション4]「画像生成AIをめぐる法的・倫理的課題」報告及び松尾剛行「サイバネティック・アバターとパブリシティ権～場合分けによる分析～」サイバネティック・アバターの法律問題」連載7回」(<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr415-20231030-keiomaticsuo.html>) 参照 ※7 <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsume.html>

AIを活用した特許出願書類分析、作成、審査サービス等が増加しており、知財担当者と弁理士が内容を考えるものの、AIの支援を受ける将来像が見込まれます。

ウ 商標権

画像生成AIによるポスター作成時、他人の登録商標や類似商標が含まれる場合、特に商業利用の前には商標調査が必要です。

商標は特許と異なり自然人の創作を要求せず、他の要件を満たせばAIが作成したロゴであっても商標登録可能です。

エ 意匠権

生成AIをデザイン検討に利用する場合、他人の意匠権を侵害しないよう留意すべきことは商標権について述べたとおりであり、創作者の点も特許権における発明者に関する議論が参考になります。

4 個人情報保護法

ア はじめに

生成AIの利用における個人情報保護は重要であり、個人情報保護委員会が注意喚起を公表しています^{*8}。

イ 利用目的制限

AI利用による分析を利用目的として特定し、通知またはプライバシーポリシー等で公表する必要があります（ガイドライン通則編3-1-1※1）。

ウ 要配慮個人情報規制

要配慮個人情報を同意なく取得することは原則として禁止されていますが、AI開発の過程で要配慮個人情報を取得しないかが問題となり、上述の注意喚起が参考になります。

エ 第三者提供規制

第三者提供規制遵守のための同意、個人データではなく個人情報、委託、クラウド例外等の立付けの検討が必要です。

5 弁護士法

2023年8月1日法務省は「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」^{*9}を公表し、法務省として初めて正式な書面でリーガルテックと弁護士法第72条の関係について包括的に解説しました。

6 業法と民間事業者

ア はじめに

生成AIを組み込んだ場合にそれだけで業法の縛りが解けるものではありません。業法規制の適用の有無を判断する際は、各事業者が何を行うか、それが例えば許認可が要求される要件や行為規制発動の要件を満たすかというのが問題となります。

イ 金融規制

金融規制がかかるか否かについては、生成AIの機能のみにフォーカスするのではなく、問題となる事業者が生成AIを組み込んでどのようなサービスを提供しようとしているのかがポイントです。

なお、金融関係では基盤モデル提供事業者の利用規約（後述10参照）で金融サービス提供目的での当該基盤モデル利用が制限されている可能性にも留意すべきです。

ウ 医事法

医師法17条（「医師でなければ、医業をなして

*8 https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/

*9 <https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>

はならない。』との関係では、AIを参考として利用することは可能ですが、AIの提示する情報以外の情報も踏まえて医師がその責任で最終判断すべきです^{*10}。

なお、医師によらない遠隔健康医療相談として一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まるものであれば、医師法の規制対象となる医行為ではないことから、AIを利用してそのような範囲の情報提供をすることはただちに業法には違反しないとされています。しかし、それが生命・身体・健康に直結する以上、だからといって不正確な情報の提供を行ってもいいという話ではありません。

Ⅱ 電気通信事業法

AIを利用したサービスへの電気通信事業法の適用については、具体的なサービス内容によって該当性が判断されます^{*11}。

7 行政による活用と行政法

行政がますます幅広くAIを活用する中、その透明性の問題、AIが提供した誤情報への信頼保護、AIによる損害に関する国家賠償責任、AIの利活用と民営化や民間委託との比較そして、行政はAIとどう付き合うべきか等については統治機構の機械化と法という問題として研究が始まっています^{*12}。

8 生成AIと取引

ア 契約法

取引、例えば注文を行う際にAIを利用する場合、当事者としてAIの判断に従う意思があれば、その意思通りに契約が成立すると考えるべきことが多いでしょう。ただ、企業が利用するAIシステムの不具合によって個人にとって契約上の不利益が生じたとしてその不利益を個人に押し付けるのは公正な結論ではないと指摘されています^{*13}。

例えばある企業や個人が売買の意思表示をするbotを生成AIを利用して作成してそれで自動で売買をして利益を得ていたところ、ある日不具合が発生して想定しない取引をして損をしたというなら、AIの誤動作のリスクを取っていたと評価されてもやむを得ないように思われます。

これに対して、企業の利用するAIシステムを使った契約として、企業がメールでの契約交渉のやりとりをAIに委ねるという事態が想定されているようです^{*14}。例えば、企業がAIを利用して消費者との契約交渉を行う場合、AIの不具合による詐欺的勧誘があれば、それは消費者法を適用すべきです（イ参照）。逆に、AIが過度に消費者に有利な契約内容を消費者に提示した場合も、人間の担当者のミスと同様に扱われるべきです。実務的には契約の最終確認を人間が行うなどの対策により、AIに関連する問題を回避することが可能です。

イ 消費者法

AIによる「オススメ」表示が消費者契約法上の「勧誘」だとするように読める議論^{*15}がありますが、ここでその結論を導き出す上での先例と

*10 松尾剛行「医療分野におけるAI及びロボットに関する刑事責任-手術用ロボットを利用した手術における医療過誤の事案を念頭に-」Law and practice 12号83頁(https://sd6ed8aaa66162521.jimcontent.com/download/version/1571381456/module/8922561376/name/12_4.pdf)及び松尾剛行「健康医療分野におけるAIの刑事責任に関する検討-AI画像診断(支援)システムを中心に-」Law & Practice 13号(<https://sd6ed8aaa66162521.jimcontent.com/download/version/1602141751/module/9076032076/name/13-7.pdf>)を参照 *11 総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf) *12 久末弥生編「都市行政の最先端 法学と政治学からの展望」(日本評論社、2019年)第6章「都市行政とAI・ロボット活用」を担当、松尾剛行「行政におけるAI・ロボットの利用に関する法的考察」情報ネットワーク・ローレビュー第17巻(2019年)92頁以下、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法的課題 AIの利用に伴う透明性の問題(1)」戸籍時報2023年8月号vol.842、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法的課題(2) AIの提供した誤情報への信頼保護及び国家賠償責任」戸籍時報2023年9月号vol.843、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法的課題(3) AIの利活用と民営化や民間委託との比較及び行政はAIとどう付き合うべきか」戸籍時報2023年10月号vol.844、松尾剛行「ChatGPT時代の行政におけるAIの利用にあたっての法的課題(4-完) 行政におけるChatGPTの利用実務」戸籍時報2023年11月号vol.846、及び松尾剛行・田口裕太「行政におけるAI利用の法的課題」都市問題2024年2月号参照 *13 増田雅史・輪千浩平編著「ゼロからわかる生成AI法律入門 対話型から画像生成まで、分野別・利用場面別の課題と対策」(朝日新聞出版、2023年)66頁 *14 前掲*13同63頁 *15 前掲*13同70頁「消費者の意思形成に直接影響を与える不特定多数向けの広告が「勧誘」に該当し得ると考えられていることから、消費者が生成AIに一定のワードを打ち込んだことに対応して、当該ワードに関連する商品やサービスを生成AIにより「おすすめ」のものとして提案する場合、それが広告の目的で表示されているのであれば、事業者による「勧誘」に該当するといえます。」

して想定していると思われる最判平成29年1月24日^{*16}は「事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが法（注：消費者契約法のこと）一二条一項及び二項にいう「勧誘」に当たらないということはできない」とするだけです。そこで、単なる「おすすめ」文言の生成の程度であれば必ずしもこれに該当するとは言いきれないように思われます。

ただ、単なる「おすすめ」文言の生成の程度を超えて、具体的な勧誘のやりとりが行われるのであれば、消費者契約法上の「勧誘」該当性が肯定される可能性もあり、対話AIの具体的な挙動によっては消費者契約法に基づき取り消し得る可能性があります^{*17}。

ウ 広告法

生成AIで作られた画像、動画（OpenAIのSora等）やコピーを広告クリエイティブに使うことはそもそも知財等の観点からリスクがあります^{*18}。加えて、作成された広告クリエイティブにおいて、「実際のものよりも著しく優良であると示す」（景表法5条1号）等とみなされれば、景表法違反となります。

これに対し、アイデアだけを参照するとか、イメージ共有のためのラフを作成するだけならリスクは低くなる^{*19}ものの、例えば「良い広告は危ない」^{*20}のように、いいアイデアが出たと思ってもそれが景表法等に違反する可能性がある以上、人間の担当者による精査が必要です。

9 生成AIと犯罪

ア 詐欺等の智能犯

生成AIは詐欺などの犯罪を促進する可能性が

あります。以前は人間が文章を作成して送信していたのが、生成AIを使えば個別の状況に応じ、受領者の言語を利用した詐欺メッセージを生成しやすくなり、だまされやすくなります。

イ 教唆・幫助

精神的助力、共感等の問題もあります。例えば、自分は「義賊」になりたいと思った場合に、AIに相談すると、共感的なコメントをするAIから肯定的な返答を得て、現実には強盗に入ってしまうかもしれません^{*21}。

ウ ハッキング（不正アクセス禁止法等）

生成AIに、このようなプログラムを組んでという組んでくれますが、プログラミング能力がない場合でも低レベル^{*22}なハッキングソフト（script kiddie）を作れます。しかし、多数アタックすれば情報セキュリティ意識が低い企業もあるので、確率的には侵入して情報を抜き取るとか、システムをダウンさせることができるかもしれません。令和6年には生成AIを利用してウイルスソフトを作ったとして逮捕事例が出ています。

エ フェイクニュース

ラジオ番組の司会者が金銭の横領で提訴されているという偽情報が生成AIによって回答され、それが拡散された事案があります^{*23}。

プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ^{*24}は、「大規模言語モデル（LLM）は、偽情報を含む文章生成ツールに用いられるリスクもある一方で、偽情報を検知するためのツールに用いられる可能性もある。」としています。

オ 悪いのはAIか人か？

ツールが悪いのか、それともツールを使う人が悪いのかというのは永遠の課題です。

^{*16} 最判平成29年1月24日 民集 第71巻1号1頁 ^{*17} 前掲^{*13}同71頁参照 ^{*18} 松尾剛行「実践編 広告法律相談125問」（日本加除出版、2023年）33頁以下 ^{*19} 前掲^{*18}同35頁、205頁 ^{*20} 松尾剛行「第2版 広告法律相談125問」（日本加除出版、2022年） ^{*21} これは自殺でもあり得るところ、いわばAIが自殺幫助をやっているようなものです。 ^{*22} 低レベルという意味は、きちんと防御している企業等には効かないということです。 ^{*23} なお、事業者ガイドラインは「テレビ番組」としており、ハルシネーションと思われず。（https://forbesjapan.com/articles/detail/63762?read_more=1） ^{*24} https://www.soumu.go.jp/main_content/000928312.pdf

ChatGPT そのものへの規制と異なり、ChatGPTといった基盤モデルを利用して犯罪のためのツールを作ることは、当然規制されるべきです。

問題は、そうではない、良い目的にも悪い目的にも使えるツールです。基本的にはChatGPT等が様々な目的に利用される以上、悪意のある利用を利用規約で禁止し、そのような利用をした人のアカウントを停止すること^{※25}、「そのような回答は生成できない」と回答する等の対策が求められるでしょう。ただ、そのようななすべき対応を行っている限り、悪い目的でも使えることだけをもってChatGPT等を規制すべきではありません。

10 利用規約レビュー上の留意点

ア はじめに

AIサービス、特にChatGPT等の生成AIの利用規約の特徴は、原則として修正が効かず、利用を検討する企業としてはそのリスクを検討し、利用するか否かの判断をすることになる場合が多いです。特に多くの基盤モデルで同様であって、それ自体はやむを得ないとして、リスク低減策を検討すべきものがあることが重要です。

ChatGPTの利用規約群を構成するものには、Terms of Use^{※26}、Privacy Policy^{※27}、Service Terms^{※28}、Data Processing Addendum^{※29}、Plugin Terms^{※30}、Service Credit Terms^{※31}、Business Terms^{※32}、Usage Policies^{※33}、Brand Guidelines^{※34}等、様々なものが存在します。

例えばプライバシーポリシーについて既に日本語版が提供されるようになってきていることは広く知られていることでしょう。

イ 継続・費用リスク

ChatGPTの利用規約には、突然のサービス終

了や価格変更の可能性が記載されています。これらは法的リスクにとどまらず、事業計画や採算性にも影響します。

ウ 利用制限や、利用に際しての情報開示等

Usage PoliciesのBuilding with the OpenAI API Platform2aで「テイラーメイドの (tailored) 法的な、医療・健康又は金融上のアドバイスを、有資格者のレビュー並びにAIの支援を受けていること及び潜在的制限を開示することなく提供する」^{※35}のためにChatGPTを利用することが禁止されていること等、利用制限や、利用に際しての情報開示等が規定されていることが重要です。

エ 文字通りに適用されるとは限らない授權規定

Service TermsのContentのYour Contentでは「あなたとOpenAIの間で、そして適用法が許す限り、あなたは (a) 入力物及び (b) 出力物に対するオーナーシップを保持します。当社はあなたに出力物に関するすべての権利、所有権及び利益を譲渡する^{※36}。」としてChatGPTの生成物については利用者に対して授權がなされています。ただし、それは決してAI生成物について著作権が生じ、当該著作権を利用者が持つといった、対外的なものではなく（それが困難なことは²参照）、あくまでも、OpenAIはその（利用規約に違反しない）利用に文句を言わない程度のものと理解すべきです。

オ 頻繁な改訂

これらの利用規約群は頻繁に改正されています。昔一度利用規約を確認したとしても、アップデートがされていないか定期的に再確認すべきです。

※25 <https://openai.com/blog/disrupting-malicious-uses-of-ai-by-state-affiliated-threat-actors>参照 ※26 <https://openai.com/policies/terms-of-use> ※27 <https://openai.com/ja/policies/privacy-policy> ※28 <https://openai.com/policies/service-terms> ※29 <https://openai.com/policies/data-processing-addendum> ※30 <https://openai.com/policies/plugin-terms> ※31 <https://openai.com/policies/service-credit-terms> ※32 <https://openai.com/policies/business-terms> ※33 <https://openai.com/policies/usage-policies> ※34 <https://openai.com/brand> ※35 Providing tailored legal, medical/health, or financial advice without review by a qualified professional and disclosure of the use of AI assistance and its potential limitations ※36 As between you and OpenAI, and to the extent permitted by applicable law, you (a) retain your ownership rights in Input and (b) own the Output. We hereby assign to you all our right, title, and interest, if any, in and to Output.

11 生成AIとメタバース

AITuberとは、バーチャルの身体を用いたAIが配信するYouTuberであり^{※37}、様々な仕組みがありますが、例えば、YouTubeのコメントの文字列を取得し、これをもとに生成AIで返答を作成し、その返答を音声として発話する等、人間の「中の人」がやりとりをするのではなく、AIとやりとりをします^{※38}。

AIは現行法上権利帰属主体とはならず、「中の人」がいないのだから誰にも権利が帰属しない点については、そもそもAITuberを作成し、運用する自然人又は法人が存在するところ、そのような「背後者」が特定のプログラム(又はプロンプト)を利用してAIに配信を指示していることが重要^{※39}です。

12 その他

ア 独禁法

独禁法については別途セミナーを開催しました^{※40}。

イ 営業秘密

ChatGPTに営業秘密や、第三者から秘密保持契約を締結して受領した情報を入力することには問題があり、社内ルール策定が重要です。

ウ 不正検知

ChatGPTを不正検知に使用する際はHallucination(幻覚)等によるえん罪を防ぐため、結果の正確性を慎重に確認しなければなりません。AIの出力を刑事罰や懲戒の根拠とする場合、法的な説明責任を果たす十分な検証が必要です。

エ M&A

AI企業のDD上の留意点については既に論考を

公表しています^{※41}。

2 AIの利活用

1 生成AIの可能性と限界

これまで「限界」と思われていたものが次々に「突破」され、多くの可能性が拓けています。現時点で一番の限界は、弁護士にとって、守秘義務との関係で安心して入力することができるデータの範囲が狭いことです。

今後、弁護士会のルールが公表され、この点がクリアされると、AIが間違えることに焦点が当たるようになるでしょう。

AIの誤りを除去するため、従来型の弁護士としての能力をもとに、AIが出してきたものを検証しながら、AIをツールとして利用することが重要となります。

2 先進企業の生成AIの利活用方法

企業が生成AIを利用するにあたっては、各組織が自らの特徴に応じてAIの受容度(「社内受容性」)を考慮し、対応方針を決定しています。

例えば、言語生成AIを契約して従業員に利用させる企業が増えました。アンケートや議事録の作成などの自社の成功事例をもとに、テンプレートを作成し普及させる取り組みが進んでいます。

RAG(検索拡張生成)といわれる独自データを利用したより有用な回答生成を試みる企業も増えています。

※37 阿部由延「AITuberを作ってみたら生成AIプログラミングがよくわかった件」(日経BP、2023年)11頁 ※38 前掲※37同20頁以下参照 ※39 <https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr422-20240530-keiomatsuo.html> ※40 <https://businessandlaw.jp/seminar/20240312mmn/> ※41 https://www.marr.jp/genre/topics/web_marr/entry/50244

3 弁護士実務における利活用方法

ChatGPTはアイデア出しやブレインストーミングの支援ツールとして有用であり、特に正解がない分野での活用が推奨されます。有用なアイデアを多数生成し、その中から良いアイデアを選び出すことで、創造的なプロセスを助けることができます。しかし、生成されたアイデアの質を高めるためには、専門家としての知識や経験をもとにした質問（プロンプト）を工夫する必要があります。一方で、文書作成においてChatGPTは若手ビジネスパーソンレベルの文章を作成できますが、最終的な確認と編集は人間が行うべきです。生成AIの進化により法律文書は生成するものの、あくまでひな形としての利用に留めることが重要です。

4 最近の具体的利用例

ア 松尾bot

筆者の自著のデータをChatGPTに読み込ませてそれに基づき「松尾さん」と呼びかけて質問すると、まるで筆者のような回答をさせることができます。

イ ディスカッション研修

プロンプトを工夫することで、受講者がChatGPTとディスカッションをする中でより深く学習することができます。

5 リーガルテックへの組み込み

複数のリーガルテック企業がChatGPT等の大規模言語モデル（LLM）をプロダクトに組み込んでおり、契約書レビューなどのサービスを効率化しています。契約書の表記方法を反映した修正例をChatGPTで生成する、AIを活用してナレッジマネジメントを強化する等の動きが注目されます。

6 分野別リーガルテックの現状と限界

ア 契約レビュー

(ア) 指摘の内容が細か過ぎる？

AIによる契約レビューはその類型に関する一般的な指摘事項を網羅していますが、全ての指摘事項が具体的場面で有用とは言えません。それを選別するユーザーの能力が必要です。

(イ) 例文が使えない？

一般的な例文しか提供されていないところ、今後はAIを使った、原語的に平仄があった例文が提供されるでしょう。

(ウ) テイラーメイド契約には使えない？

とはいえ、依然としてテイラーメイドの新規・複雑な契約は、弁護士による手作業が必要です。

(エ) 弁護士がリーガルテックを利用して更に活躍する未来が待っている！

契約レビューテクノロジーは発展し、一般的な契約に対して便利になりますが、個別具体的な事情に完全に対応することは困難です。弁護士はリーガルテックの支援を受けながら、正解がない対応においてその強みを発揮するでしょう。

イ ナレッジマネジメント

(ア) ナレッジマネジメントと弁護士業務の高度化

ナレッジマネジメントは関連する契約やリサーチ結果の参照を瞬時に可能にし、弁護士の効率を大幅に向上させます。

(イ) ナレッジマネジメントの悩みと、リーガルテックによる解決の可能性

ナレッジマネジメントは弁護士の業務効率化に大いに貢献する可能性があります。

(ウ) リーガルテックを利用したナレッジマネジメント時代だからこそ弁護士が活躍できる理由

過去の情報がわかっていても、必ずしも目の前の案件での対応は確定しません。ナレッジマネジメントツールの支援を受けながら、弁護士は個別事情に即した「正解のない」対応でその価値を増します。

ウ リサーチ

(ア) ChatGPTでリサーチをしてはいけない理由

ChatGPTはインターネット上のデータに基づいて回答をしていますから、普通にChatGPTを使うだけではダメなりサーチしかできません。加えて、hallucination（幻覚）による誤情報のリスクを認識する必要もあります。

(イ) 法律書・判例・雑誌等データを利用したリサーチ系リーガルテックの高度化

リーガルテック各社は、インターネット外の書籍データ、雑誌データ、判決データ等の弁護士や法務担当者と共通の資料を利用したリサーチ系生成AIプロダクト開発のため日々努力しています。

(ウ) 「正解」がある範囲でAIが一人勝ちしても弁護士が優位性を保ち続ける未来像

将来、一部のリーガルテックが信頼される情報源となる可能性があります。一般論を超えた個別事案への対応は引き続き弁護士が価値を発揮すべき領域です。

3 EUのAI法案に見るAI規制の未来像

1 AI法案

2024年1月26日付けで2023年12月に政治合意が成立したEUのAI法（AI規則）のほぼ最終ドラフトが公表され^{※42}、同年5月14日付けのもの^{※43}が校正時の最終版とされます。同年5月21日に成立し、2026年に施行される予定です。筆者は既にこの点についてある程度包括的な解説を公表済みです^{※44}。

特に興味を惹くのは、foundation model（基盤モデル）とも呼ばれていた general purpose AI（汎用目的AI, GP AI）及び、generative AI（生成AI）に対する規制です。

2 汎用目的AI

AI法3条66号は、汎用目的AIモデルを、顕著な汎用性を示し、広範囲な異なるタスクを有能に遂行することができ、多様な下流のシステムやアプリケーションに統合可能なもの等と定義します^{※45}。

汎用AIに対する規制として、汎用目的AIについては、汎用目的AIの定義に該当するAIの提供者が、委員会に通知する義務等が課せられ、その他、モデルの技術文書の策定と更新、汎用目的AIモデルをAIシステムに統合したAIシステム提供者に対する情報提供等、著作権法を尊重するポリシーの実施、AIオフィスの提供するテンプレートに基づき汎用目的AIモデルの訓練に用いたコンテンツに関する十分に詳細なサマリーを策定し、公表する義務、代理人を置く義務等を負い、

※42 Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts-Analysis of the final compromise text with a view to agreement, (<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5662-2024-INIT/en/pdf>, 2024年2月15日最終閲覧) ※43 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-24-2024-INIT/en/pdf> ※44 松尾剛行「成立間近のEU「AI法」で留意すべきAI利用者への影響-政策パッケージの動向を国内金融機関として注視すべし-」金融財政事情2024年3月5日号34頁 ※45 'general purpose AI model' means an AI model, including when trained with a large amount of data using self-supervision at scale, that displays significant generality and is capable to competently perform a wide range of distinct tasks regardless of the way the model is placed on the market and that can be integrated into a variety of downstream systems or applications.

監督に服します。

システミックリスクをもたらし得る汎用目的AIモデルに対しては、上記で述べた義務に加え、以下の義務が課せられます。

(a) システミックリスクを特定し、軽減するためのモデルの敵対的テストの実施・文書化を含む、最新の技術を反映した標準化されたプロトコルとツールに基づくモデル評価を実行する、(b) システミックリスクをもたらし得る汎用AIモデルの開発、上市、又は利用から生じる可能性がある、その源泉を含むEUレベルにおいてもたらし得るシステミックリスクを評価し、軽減する、(c) 重大なインシデント及びそれに対処するための可能な是正措置に関する関連情報を、経時的に記録し、文書化し、AIオフィス及び適切な場合には国内の所轄当局に対し、不当な遅滞なく報告する、(d) システミックリスクをもたらし得る汎用AIモデル及びそのモデルの物理的インフラストラクチャに対して、適切なレベルのサイバーセキュリティに関する保護措置を講じる。

3 生成AI

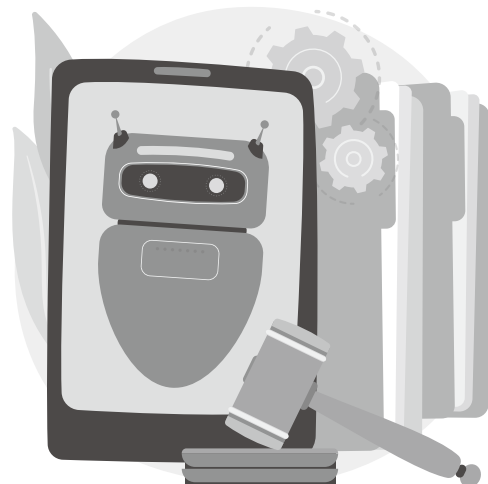
生成AIと汎用目的AIの関係については、AI法前文において、生成AIが汎用目的AIの典型例である（AI法前文99）とか、汎用目的AI、とりわけ生成AIがユニークなイノベーションの機会とともに、芸術家、作家及び他のクリエイター等への挑戦を投げかけていること（AI法前文105）等が説明されています。AI法50条では、生成AIの提供者は出力物を機械可読性のあるフォーマットでマークし、ディープフェイクを生成するAIのデプロイ者はその事実を公表しなければなりません。

4 包括的な政策パッケージを見るべきこと

AI法以外のAI規制法も重要です。例えば、機械規則提案^{*46}、AI法的責任指令案^{*47}そしてデータガバナンス法^{*48}やデータ法^{*49}等のデータに関する法令が包括的にAIを規制します^{*50}。そこで、AI法以外の関連諸法令を踏まえた「政策パッケージ」に注目すべきです。

5 日本のAI規制の未来像

自民党AIの進化と実装に関するPT WG有志は2024年2月16日に「責任あるAIの推進のための法的ガバナンスに関する素案」を公表しました^{*51}。G7の「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」^{*52}、「AI事業者ガイドライン」^{*53}等のソフトローを中心としている日本政府が、今後EUのAI法と同様にハードローを利用するようになるかは注目すべきです。



*46 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on machinery products (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0202>) *47 Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on adapting non-contractual civil liability rules to artificial intelligence (AI Liability Directive) (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0496>) *48 Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) (Text with EEA relevance) (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32022R0868>) *49 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act) (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A68%3AFIN>) *50 新保史生「AI規制の国際動向」都市問題2024年2月号22頁参照 *51 <https://note.com/api/v2/attachments/download/93c178c2f3e28c5b56718c9e7c610357> *52 <https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document03.pdf> *53 <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html>

4 来たるAI時代に向けて

1 AI時代に対応するために

AIに振り回されず、逆に使い回すのに最も重要なこと

ア 「ChatGPTがますます多くのことをできるようになる中、なぜChatGPTではなくあなたに頼むのですか？」という質問に答える「ChatGPTではなくあなたに頼むのはなぜ？」という疑問は将来的には出てくるでしょうが、例えば、AIを活用して付加価値を生み出す能力を示すことで対応が可能です。

イ AIを知り、体験すること

AIが様々な仕事に入り込む中、AIリテラシーが重要です。自ら体験することが理解への近道です。

ウ 批判的に検討すること

とはいえ、無批判にChatGPTは素晴らしいといふべきではありません。ChatGPTには多くの限界があり、その限界を無視することは逆に健全ではなく、AI利用のリスクを増大させるものです。

だからこそ、むしろAIを批判的に検討し、「ここは素晴らしいからAIを生かし、ここは限界があるから人間がフォローする」といった役割分担を考えるべきです。

エ 正解がない分野がカギであること

過去のナレッジ等の既存のものから正解を導き出せる分野では将来的にはAIが圧倒的に強くなるでしょう。例えば、目の前の案件に一番近い過去の案件が何で、どのようなロジックでどのように判断したか、これは正解があり、今後はすぐにAIが提示してくれる時代が到来します。

しかし、「それと同じことをするのか、異なることをするのか、それはなぜか」というのは正解

がなく、人間がコミュニケーションをしながら意思決定し、その責任を取らなければなりません。

2 法律事務所としての対応

人間とAIのコラボレーションによる新たな付加価値の創出の可能性もあります。スモールスタートで利用する方法を検討することが望ましいといえます。初期段階でテクノロジーに興味を持つ数名が試行錯誤した上で、いわばアンバサダーとして効果を事務所全体に広げることが有用です。組織体制としては、「正解がない」分野でAIを駆使するリテラシーを持つ人材の育成が重要であり、若手と中堅・ベテランの協働によるチーム構成や若手がベテランに教えるリバーズメンターの活用が効果的です。

3 事務所所属弁護士・インハウス個人としての対応

ア はじめに

若い弁護士にリーガルテックのリテラシーが求められる時代においても、必ずしも全員がAIやITに関する深い知識を持つ必要はありません。AIの専門技術を習得して付加価値を出す方法は一つのアプローチに過ぎず、自身に合った方向性でキャリアの付加価値を発揮することが重要です。2022年に、『キャリアデザインのための企業法務入門』（有斐閣）、昨年は『キャリアプランニングのための企業法務弁護士入門』（有斐閣）、本年は『法学部生のためのキャリアエデュケーション』（有斐閣）を書きましたが、各人がキャリアデザインやキャリアプランニングを考えていく必要があります。

イ 短期的観点

短期的観点からみると、AIは「支援」のレベルに留まります。例えば、英語が苦手な弁護士が

AIを使って英文契約のレビューをする場合、AIの誤りによるリスクが常に存在し、成果物の品質の「上限」はAIの能力に依存します。しかし、AIを「支援」ツールとして、既に英語を理解している弁護士がAIの生成したひな形をもとに具体的な文言を決定すれば、効率化を図りつつもリスクを抑えられます。伝統的な業務遂行能力を持つ弁護士こそがAIの支援を最大限活用することができます。

ウ 長期的観点

(ア) リスキングでAIのリテラシーを学ぶと「引っぱりだこ」の人材になれるか？

AIのリテラシーを学ぶことで、競争力を高め、高付加価値人材になることができるのでしょうか？2040年におけるAIリテラシーは、2023年時点におけるパソコンのリテラシーと同様の、いわばコモディティとして、誰でもAIを使えないといけないものの、AIを使えるからといって引っぱりだこにはならないでしょう^{*54}。

(イ) 薦めない分野

個人的には「正解のある」分野は将来的にAIがますます大きな役割を果たすため将来に向けて強化する分野としては、あまり薦められません。例えば、翻訳や一般論のリサーチ等の正解がある分野でAIと真っ向から勝負することはお勧めしません。しかし、人間の活躍の場はそれだけではないはずで

(ウ) インハウスとしての対応

法務の行うアウトソーシングマネジメントの対象にAIやリーガルテックが含まれるようになり、「自分自身で手を動かして調べる」能力よりも「ほかの人やAIをうまく使って案件をマネージする」能力が重要になる時代です。『キャリアデザインのための企業法務入門』で述べた「良き法務担当者は良きビジネスパーソンである」という観点が


より重要になります。

(エ) 事務所所属の弁護士としての対応

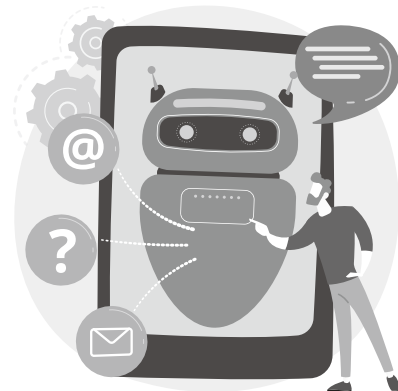
AIの限界を超えるためには、AIを超える「もっともな」判断が求められます。リスクを踏まえた交渉や意思決定の支援、コミュニケーションの質も重要です。AIに実現できない自分の付加価値を見出し、依頼者に対して提供できることがカギとなります。

(オ) 正解のない部分で付加価値を発揮する！

とりわけ、以下のような「正解のない」部分で引き続き弁護士は付加価値を与えられるでしょう。

- 具体的事案に照らしてAIに尋ねるべき内容が何かを考える（依頼者と協力してこれを考えるサポート）
 - AIの一般論を具体的事案に適用
 - コミュニケーション
 - ルール作り、組織体制作り
 - 「この人」の意見が聞きたいと思われるようになる
 - ニッチな分野を狙う
- 等々、色々な未来が待っています！ 

（本講演録は早稲田大学博士課程の杜雪雯さんに整理いただきました。ここに感謝の意を表します。）



*54 松尾剛行「ChatGPTと法律実務 AIとリーガルテックがひらく弁護士／法務の未来」(弘文堂、2023年)263-264頁参照